

第5回 自家用操縦士等 ヒューマンファクターズ訓練検討会

2026年2月

前回検討会における意見等

技能発揮訓練を担当する講師について

- 講師について管制官、整備士など場面によってはパイロット以上の経験がある方もいるが、法律の規制上、補助的な役割となるのはやむを得ない。
- ノンテクニカルスキルを訓練する上で「3年以内に2回以上、航空交通管制圏の空港での離着陸した経験」という要件に厳密に拘る必要はないと考える。同等以上の経験を法律上定めている点を考慮し、現役操縦士よりもヒューマンファクターに精通する者など、より訓練に適した講師を柔軟に認められるようにしてはどうか。

標準教材骨子(案)について

- (訓練項目の)レジリエンスは、“Surprise”、“Startle”と関連して整理していくことが良いのではないかと考える。また、“コンプライアンス”や“レジリエンス”、“コンプレイセンシー”といった点についてもTEMの項目として導入してはどうか。
- 安全文化の醸成としては、自発報告制度(VOICES)の報告から取り組んでいくことが良いと考える。こうした活動に触れることで安全文化醸成に繋がるものと考えられる。
- 標準教材については、全てを3時間で訓練することは難しいと考えるため、講師が重点的に訓練すべき部分を運用の仕方として今後検討してほしい。
- 標準教材については、分量が多く、詰め込み過ぎないようにして頂きたい。また、知識と実践等を整理して、e-learning等を組み合わせるようにして頂きたい。

質問

①技能発揮訓練の訓練時間を3時間としているが、当該訓練における効果測定(項目・方法等)について教えて頂きたい。技能発揮訓練を受講したことで、何ができるようになることを目指すのか到達目標を具体的に提示頂けると、効果測定で実施すべきことも自ずと決まるのではないか。

②登録訓練機関の管理者及び講師に対しての研修は誰がどのように行うのか。また、登録訓練機関の講師が、他の場所へ出向いての訓練を行うことは可能か。

技能発揮訓練を担当する講師について

- 「同等以上の能力を有するもの」について航空法との関連や、実質的な効果を考慮して更に検討の余地があるものと考えられる。

標準教材作成について

- 標準教材において、技能発揮訓練の必要性を含めることについて必要と考える。
- 操縦者の中には、SHELモデルやCRMの理解が難しいとの意見があるが、安全飛行を完遂するうえでCRMスキル等を理解して飛行することが必要であり、法制化を機会に各操縦士が理解し、再認識する必要があるものと考えられる。
- 講師が訓練を実施するための「手引き」となるものを作成する必要があると考えられる。
- 3時間の訓練時間では、標準教材の内容全ての実施は難しく、事故防止の意識向上を主な目的とし、受講者がノンテクニカルスキルの重要性の気付きや、今後テクニカルスキルと併せて日々自律的な向上を図るための基礎知識を得ることを必須の共通部分とし、共通部分以外は受講者のレベルや経験等に応じ、講師または各組織がどの部分を使用するかを判断し教材を使用することが望ましいものと考えられる。また、操縦する航空機等の種類によって講習内容を区別した方がよいと考えられる。
- 3時間の訓練時間で内容が不足する場合は、動画視聴やe-learning形式で事前学習を実施することにより補うことができるものとする。
- 訓練受講者に対しアンケートを行うことで訓練の効果をより正確に検証できるものとする。
- 目標と評価方法を明確にすることで、講師と受講者の間で訓練の方向性を共有でき、訓練効果の向上につながるものと考えられる。

その他

- 講習受講時に不法行為(妨害行為等)が発生した場合の対策が必要と考えられる。

自家用操縦士等ヒューマンファクターズ訓練検討会の検討状況を踏まえた関係先への説明状況は以下のとおり。

説明先	内容
全日本航空事業連合会(10/31、1/27)	省令案等、登録訓練機関関係
指定養成施設関係(11/5、11/12)	省令案等
新聞航空懇談会(12/10、12/19)	制度全般
官公庁関係(10/8、11/5、12/8)	省令案、訓練実施方法等

* 上記の他、会社単位での個別の説明も適宜実施

令和7年12月より技能発揮訓練関係についてホームページ上に公開

技能発揮訓練 トップページ

制度概要

令和6年1月に発生した羽田空港における航空機衝突事故を受け、羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会 中間とりまとめにおいて、管制交信に係るヒューマンエラー防止のため、自家用含む全てのパイロットに対して、パイロット間のコミュニケーション等（CRM：Crew Resource Management）に係る初期・定期訓練の義務化が提言されました。

当該提言を踏まえ、航空法等の一部を改正する法律（令和7年法律第55号）が令和7年6月6日に公布され、操縦技能証明を有する者は、「技能発揮訓練」を修了していなければ、航空交通管制圏に係る空港等から航空機を離陸させ、又はその離陸のために航空機を地上走行させる操縦等の行為を行ってはならないと規定されました。

操縦士の皆様におかれましては、パイロットのヒューマンエラーに起因する航空事故・重大インシデントの発生未然防止のため、法令で定められた期間内
願いたします。

アイコンを使用し見やすいよう構成

技能発揮訓練の概要と実施の流れ



登録訓練機関の登録について



登録訓練機関一覧
(登録後、順次追加予定)



アイコンにカーソルを合わせると大きく表示

FAQ（よくある質問）



説明会等であった質問等についてとりまとめ質問集として掲載(今後も拡充予定)

制度施行日・経過措置



法令その他関係通達



技能発揮訓練
ホームページ
QRコード



* 技能発揮訓練のホームページは生成AIを活用して作成されています。

標準教材(案)について

- TEMの事例研究について
- 演習(ロールプレイ)について

最終とりまとめ(案)

- 「羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会」が取りまとめた滑走路誤進入対策の中間取りまとめにおいて、全てのパイロットに対するCRM訓練の義務付けが提言。
 - 国土交通省航空局では、全てのパイロットを対象に、技能発揮訓練(※)を修了していなければ航空交通管制圏に係る空港等での離着陸等を行うことができないとする航空法の一部改正を実施。
 - 具体的かつ効果的な訓練制度について検討するため、有識者、関係団体からなる「自家用操縦士等ヒューマンファクターズ訓練検討会」を設置し、訓練を実施するに当たっての課題、訓練の方向性、訓練で使用する教材のあり方等について、議論を重ね中間とりまとめを行った。
 - 追加の検討課題を踏まえ、効果的な訓練の確立に向けて最終とりまとめを行う。
- ※ 航空機の航行中に管理技能を確実に活用・発揮することができるようにするための訓練

有識者検討会

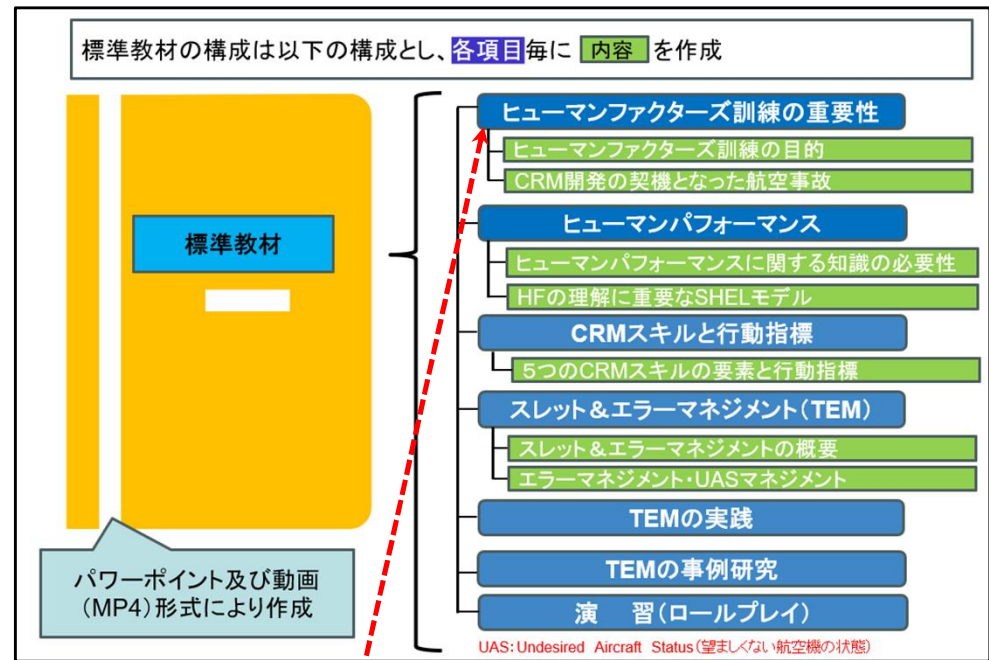
<委員>

- 土屋 武司 (東京大学 教授)
- 小林 宏之 (航空評論家)
- 梅村 行男 (元 航空大学校 特任教授)

<開催>

- 第1回 (令和7年7月3日)
- 第2回 (令和7年8月22日)
- 第3回 (令和7年9月19日)
- 第4回 (令和7年11月21日)
- 第5回 (令和8年2月24日)

課題	対応方針
訓練の実施間隔	訓練の実施間隔は2年とする。
最低訓練時間	最低訓練時間は3時間とする。
訓練手法	講師1名当たりの受講生は20名以下とし、オンライン訓練の場合はなりすまし防止や訓練態度を確認できる方法を講じさせる。
教材	教材の構成案は右図のとおり
講師の経験	3年の間に管制空港等において離陸又は着陸を2回以上又はこれと同等以上の能力を有するものとする。



- ✓ 「航空法施行規則」の改正
- ✓ 「航空法に基づく登録訓練機関に関する省令」の制定
- ✓ 「登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示」の制定
- ✓ 「登録訓練機関の登録等に関する取扱要領」の制定

標準教材の内容に「安全文化の醸成」を追加

講師に求める要件について

- 操縦技能証明を有するが最近の離着陸経験を満足しない場合
過去に十分な飛行経験及び航空交通管制圏に係る空港等での離着陸経験を有していることに加え、以下の要件を満たす者を講師として訓練を担当することができる。
 - ✓現にパイロットに対する教官業務を1年以上継続して実施していること。
 - ✓航空交通管制圏に係る空港等の運航環境について最新の知識を有していると認められること。
- 操縦技能証明を有しない場合
以下の要件を満たす場合、登録訓練機関の講師の監督の下で訓練の補助(支援)として訓練を担当することができる。
 - ✓告示で定める講師に対する研修を受講すること。
 - ✓担当する科目に関し、補助(支援)内容、訓練方法等について、登録訓練機関の講師から指導を受けること。
- 操縦技能証明の限定が飛行機又は回転翼航空機以外の種類を有する場合
3年の間に2回以上航空交通管制圏に係る空港等において離着陸経験を有する機長においては、対象を保有している技能証明と同じ種類の航空機のパイロットに限定した講師として訓練を担当することができることとする。

候補者の経験や経歴等を踏まえて判断することが適当

今後の課題

- ◆技能発揮訓練の概要や重要性、ヒューマンパフォーマンスに係る教材の一部について映像媒体を作成し、技能発揮訓練の受講前に当該映像を視聴することでタイムパフォーマンスの向上を図る。
- ◆2回目以降の訓練を見据えた標準教材の見直し
- ◆講師が訓練を実施するに当たって、「手引き」となる資料の作成
- ◆e-learningの導入を見据えた課題等の整理

ノンテクニカルスキルを定着させ、滑走路誤進入を含むヒューマンエラーが起因となる事故・重大インシデントの減少に繋げる